

平成30年度船橋市地域公共交通活性化協議会決算(案)

平成30年度船橋市地域公共交通活性化協議会決算(案)

収入の部

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	備考
01	負担金		40,000	0	4,840	35,160	
	01	負担金	40,000	0	4,840	35,160	
		01 負担金	40,000	0	4,840	35,160	
02	国庫支出金		0	0	0	0	
	01	国庫支出金	0	0	0	0	
		01 国庫支出金	0	0	0	0	
03	繰越金		4,000	0	4,000	4,349	
	01	繰越金	4,000	0	4,000	4,349	
		01 繰越金	4,000	0	4,000	4,349	平成29年度からの繰越金
04	諸収入		1,000	0	1,000	0	
	01	諸収入	1,000	0	1,000	0	
		01 諸収入	1,000	0	1,000	0	雑入

収入合計	45,000	0	9,840	39,509
-------------	---------------	----------	--------------	---------------

支出の部

款	項	目	節	当初予算額	流用・補正額	予算現額	決算額	備考
01	総務費			40,000	0	4,840	35,160	
	01	総務管理費		40,000	0	4,840	35,160	
		01	会議費	25,000	2,020	4,840	18,140	
			03 旅費	17,000	2,020	2,840	12,140	流用(2,020)
			04 需用費	8,000	0	2,000	6,000	
		02	事務局運営費	15,000	2,020	0	17,020	
			04 需用費	0	0	0	0	
			05 役務費	15,000	2,020	0	17,020	流用(2,020)
02	事業費			0	0	0	0	
	01	事業推進費		0	0	0	0	
		03	調査研究費	0	0	0	0	
			04 需用費	0	0	0	0	
			05 役務費	0	0	0	0	
			06 委託料	0	0	0	0	
03	予備費			5,000	0	5,000	0	
	01	予備費		5,000	0	5,000	0	
		01	予備費	5,000	0	5,000	0	
			12 予備費	5,000	0	5,000	0	

支出合計	45,000	0	9,840	35,160
-------------	---------------	----------	--------------	---------------

収入決算額	支出決算額	翌年度繰越額
39,509	35,160	4,349

平成30年度公共交通不便地域解消事業の 実施結果

平成30年度公共交通不便地域解消事業の実施結果

八木が谷地区			
1. 実施結果 (平成30年4月1日～平成31年3月31日 延べ365日間)			
・延べ利用者数	112,967 人	一日平均	309.5 人
		(一日平均・平成29年度)	299.5 人
		(一日平均・平成28年度)	289.1 人
		(一日平均・平成27年度)	286.5 人
		(一日平均・平成26年度)	280.2 人
		(一日平均・平成25年度)	264.1 人
		(一日平均・平成24年度)	245.3 人
		(一日平均・平成23年度)	232.8 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	81,469 人	一日平均	338.0 人
土休日利用者数	31,498 人	一日平均	254.0 人
2. 収支率	65.3 %		

丸山地区			
1. 実施結果 (平成30年4月1日～平成31年3月31日 延べ365日間)			
・延べ利用者数	168,223 人	一日平均	460.9 人
		(一日平均・平成29年度)	443.7 人
		(一日平均・平成28年度)	437.9 人
		(一日平均・平成27年度)	435.7 人
		(一日平均・平成26年度)	417.6 人
		(一日平均・平成25年度)	403.6 人
		(一日平均・平成24年度)	367.1 人
		(一日平均・平成23年度)	297.7 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	123,830 人	一日平均	513.8 人
土休日利用者数	44,393 人	一日平均	358.0 人
2. 収支率	110.6 %		

田喜野井地区			
1. 実施結果 (平成30年4月1日～平成31年3月31日 延べ365日間)			
・延べ利用者数	99,713 人	一日平均	273.2 人
		(一日平均・平成29年度)	276.2 人
		(一日平均・平成28年度)	281.3 人
		(一日平均・平成27年度)	284.3 人
		(一日平均・平成26年度)	281.1 人
		(一日平均・平成25年度)	287.3 人
		(一日平均・平成24年度)	266.2 人
		(一日平均・平成23年度)	215.4 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	74,040 人	一日平均	307.2 人
土休日利用者数	25,673 人	一日平均	207.0 人
・延べ乗り残し乗客数	914 人	一日平均	2.5 人
		(一日平均・平成29年度)	1.9 人
		(一日平均・平成28年度)	2.4 人
		(一日平均・平成27年度)	2.6 人
		(一日平均・平成26年度)	3.4 人
		(一日平均・平成25年度)	3.9 人
		(一日平均・平成24年度)	4.8 人
		(一日平均・平成23年度)	5.7 人
		過年度は年度間平均	
2. 収支率	62.2 %		

平成31年度公共交通不便地域解消事業の 実施状況

平成31年度公共交通不便地域解消事業の実施状況

八木が谷地区			
1. 実施結果 (平成31年4月1日～令和元年6月30日 延べ91日間)			
・延べ利用者数	28,111 人	一日平均	308.9 人
		(一日平均・平成30年度)	309.5 人
		(一日平均・平成29年度)	299.5 人
		(一日平均・平成28年度)	289.1 人
		(一日平均・平成27年度)	286.5 人
		(一日平均・平成26年度)	280.2 人
		(一日平均・平成25年度)	264.1 人
		(一日平均・平成24年度)	245.3 人
		(一日平均・平成23年度)	232.8 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	19,735 人	一日平均	318.3 人
土休日利用者数	8,376 人	一日平均	288.8 人
2. 収支率	61.6 %		

丸山地区			
1. 実施結果 (平成31年4月1日～令和元年6月30日 延べ91日間)			
・延べ利用者数	40,960 人	一日平均	450.1 人
		(一日平均・平成30年度)	460.9 人
		(一日平均・平成29年度)	443.7 人
		(一日平均・平成28年度)	437.9 人
		(一日平均・平成27年度)	435.7 人
		(一日平均・平成26年度)	417.6 人
		(一日平均・平成25年度)	403.6 人
		(一日平均・平成24年度)	367.1 人
		(一日平均・平成23年度)	297.7 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	29,883 人	一日平均	481.9 人
土休日利用者数	11,077 人	一日平均	381.9 人
2. 収支率	102.5 %		

田喜野井地区			
1. 実施結果 (平成31年4月1日～令和元年6月30日 延べ91日間)			
・延べ利用者数	24,710 人	一日平均	271.5 人
		(一日平均・平成30年度)	273.2 人
		(一日平均・平成29年度)	276.2 人
		(一日平均・平成28年度)	281.3 人
		(一日平均・平成27年度)	284.3 人
		(一日平均・平成26年度)	281.1 人
		(一日平均・平成25年度)	287.3 人
		(一日平均・平成24年度)	266.2 人
		(一日平均・平成23年度)	215.4 人
		過年度は年度間平均	
うち 平日利用者数	18,003 人	一日平均	290.3 人
土休日利用者数	6,707 人	一日平均	231.2 人
・延べ乗り残し乗客数	209 人	一日平均	2.3 人
		(一日平均・平成30年度)	2.5 人
		(一日平均・平成29年度)	1.9 人
		(一日平均・平成28年度)	2.4 人
		(一日平均・平成27年度)	2.6 人
		(一日平均・平成26年度)	3.4 人
		(一日平均・平成25年度)	3.9 人
		(一日平均・平成24年度)	4.8 人
		(一日平均・平成23年度)	5.7 人
		過年度は年度間平均	
2. 収支率	58.8 %		

消費税率引上げに伴う運賃改定(案)

消費税率引上げに伴う運賃改定(案)

八木が谷地区・丸山地区

運賃

種別		改定前運賃	改定後運賃	備考
大人運賃	(現金)	180円	180円	
	(ICカード)	175円	178円	3円増
小人運賃	(現金)	90円	90円	
	(ICカード)	88円	89円	1円増
障害者運賃	(現金)	90円	90円	
	(ICカード)	88円	89円	1円増

ICカード(パスモ・スイカ)等

田喜野井地区

運賃

種別	改定前運賃	改定後運賃	備考
大人・小人運賃	210円	210円	
障害者運賃	110円	110円	

平成31年度予算の変更(案)

平成31年度予算の変更(案)

収入の部

款	項	目	当初予算額	変更予算額	備考
01	負担金		6,000,000	6,000,000	
	01	負担金	6,000,000	6,000,000	
		01 負担金	6,000,000	6,000,000	
02	国庫支出金		6,000,000	5,000,000	補助金100万円減
	01	国庫支出金	6,000,000	5,000,000	
		01 国庫支出金	6,000,000	5,000,000	
03	繰越金		4,000	4,000	
	01	繰越金	4,000	4,000	
		01 繰越金	4,000	4,000	平成29年度からの繰越金
04	諸収入		1,000	1,000	
	01	諸収入	1,000	1,000	
		01 諸収入	1,000	1,000	雑入

収入合計	12,005,000	11,005,000
------	------------	------------

支出の部

款	項	目	節	当初予算額	変更予算額	備考
01	総務費			40,000	40,000	
	01	総務管理費		40,000	40,000	
		01	会議費	23,000	23,000	
			03 旅費	15,000	15,000	
			04 需用費	8,000	8,000	食糧費
		02	事務局運営費	17,000	17,000	
			04 需用費	0	0	文具、図書費、収入印紙
			05 役務費	17,000	17,000	切手、振込手数料
02	事業費			11,960,000	10,960,000	事業費100万円減
	01	事業推進費		11,960,000	10,960,000	
		03	調査研究費	11,960,000	10,960,000	
			04 需用費	0	0	
			05 役務費	0	0	
			06 委託料	11,960,000	10,960,000	
03	予備費			5,000	5,000	
	01	予備費		5,000	5,000	
		01	予備費	5,000	5,000	
			12 予備費	5,000	5,000	

支出合計	12,005,000	11,005,000
------	------------	------------

船橋市地域公共交通網形成計画(案)の作成について

船橋市地域公共交通網形成計画策定事業の概要

1．計画策定事業の背景

【市の概要】

- ・船橋市の人口約 638,000 人(2019(R1)年 5 月 1 日現在)、総面積 85.62km²。
- ・最新の船橋市人口推計(R1.5)では、2033 年までゆるやかに増加(664 千人)しその後減少に転ずる。

【公共交通等の状況】

- ・鉄道網 9 路線、35 駅。1 日当り鉄道駅利用者数 2005(H17)829,250 2017(H29)964,462 人と増加。
- ・1 日当りバス利用者数 2005(H17)73,581 2017(H29)69,033 人、運行本数 2010(H22)4,338 2017(H29)4,258 本と減少。
- ・都市計画道路の整備状況は、2002(H15)45.69 2017(H29)57.18km と+820m/年の推移。

【既存の公共交通関係の計画および新たな計画策定の意義について】

- ・2009(H21)年度に「船橋市地域公共交通総合連携計画」を策定したが法定計画から任意計画となった。また総合連携計画策定から約 10 年を経過し、土地利用や人口分布の変化、上位計画等の見直し、公共交通不便地域解消の状況などから計画を見直す必要がある。

2．計画策定事業の概要

【計画策定する目的】

- ・地方自治体を中心となり、まちづくりと連携し、面的な交通ネットワークを再構築するために、「船橋市地域公共交通網形成計画」を策定する。
- ・公共交通不便地域を解消するとともに、市内どこからでも目的地にわかりやすく、効率的で、早くて、楽に移動できる公共交通を提供していくため、短中長期の視点から施策等を計画する。

【上位計画との整合・連携】

- ・船橋市総合計画、船橋市都市計画マスタープラン、船橋市立地適正化計画、船橋市自転車走行空間整備計画等との整合あるいは連携を図る。

3．事業主体について

- ・本計画(案)作成については、国土交通省所管・地域公共交通活性化法第 61 条により、「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うために協議会を組織できる。」としており、船橋市地域公共交通活性化協議会で本計画(案)の作成をお願いするものである。

4．計画策定事業のスケジュール

- ・受託候補者決定のためのプロポーザルおよび契約時期 : 2019.7~8
- ・船橋市地域公共交通網形成計画基礎調査 : 2019.8~2020.3
- ・船橋市地域公共交通網形成計画素案の作成 : 2020.4~2021.3
- ・船橋市地域公共交通網形成計画案の作成 : 2021.4~2022.3
- ・船橋市地域公共交通網形成計画の策定 : 2022.3

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係る
プロポーザル実施要領(案)

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務に係るプロポーザル実施要領（案）

1．業務の目的

「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」に基づき発足した「船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」が「船橋市地域公共交通網形成計画（案）」を作成するために必要な調査を行うことを目的とする。

2．業務の概要

- (1) 業務名 船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務
- (2) 業務場所 船橋市全域
- (3) 業務内容 別紙「船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務特記仕様書」による
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月25日まで

3．プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

受託候補者決定において、価格のみでは当該業務の目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するものとする。

4．プロポーザル方式の方法

本業務は、船橋市地域公共交通網形成計画(案)作成のために、専門的知識を持ち、綿密な分析力、企画力及び中長期的な展望を持って業務を遂行することが求められるため指名型とする。

5．事業スケジュール

- | | | |
|------------------------|------|-------|
| (1) プロポーザル方式参加指名通知書の送付 | 令和元年 | 7月11日 |
| (2) 質問書の締切 | 令和元年 | 7月18日 |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和元年 | 7月22日 |
| (4) 提案書等の提出締切 | 令和元年 | 7月29日 |
| (5) プレゼンテーション | 令和元年 | 8月1日 |
| (6) 審査結果通知 | 令和元年 | 8月8日 |

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更が生ずる場合がある。

6．指名資格要件等

- (1) 指名資格 次に掲げる事項とする。

船橋市の業務委託の競争入札参加資格のうち、交通関係調査の業種分類に登録されていること。

地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

指名通知の日から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

平成27年国勢調査の人口が30万人以上の市、特別区、又は地域公共交通活性化協議会等が発注した地域公共交通網形成計画策定業務を1件以上完了させた実績がテクリスに掲載されていること。

(2) 指名業者の選定

協議会会長は、前項の指名資格要件に基づき、指名業者を選定する。

(3) 指名の通知

協議会会長は、指名業者を選定した場合、当該指名業者に対し、必要事項を通知する。併せて、「船橋市地域公共交通総合連携計画」、「船橋市地域公共交通総合連携計画実施結果評価」、及び「船橋市立地適正化計画基礎調査業務委託報告書」等の資料をCD等に格納し送付する。

なお、送付した資料については、誓約書（様式7）の記載内容を順守し、必要事項を記入押印し提出すること。

当該業務に関する説明会は原則として開催しないものとする。ただし、業務の性格上説明会を行わないと適切な提案がなされないおそれがある場合には、一堂に会さない方法による。

7. 提案限度額

¥10,956,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予算額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、評価委員会が以下の事項を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

組織（履行実績 等）

担当者（実施体制・従事実績 等）

提案内容（理解度・業務実施計画 等）

費用

9. 提出方法等

(1) 質問

質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること。

Mail : kotsuseisaku@city.funabashi.lg.jp

送付した際は、事務局（047-436-2055）に電話し到着確認をすること。

評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けない。

質問期間 令和元年7月11日から令和元年7月18日まで

(2) 質問への回答

回答方法 指名業者全員にメールにて通知する。

回答日 令和元年7月22日

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

プロポーザル参加申込書（様式1）

会社概要・業務実績・実施体制（任意様式、業務実績のみ様式2）

提案書（様式3）

業務体制表（様式4-1）

1) 本業務実施にあたり予定する業務体制（管理技術者及び担当技術者）を記載すること。

2) 管理技術者と担当技術者は兼任することができない。

技術者資格（様式4-2）

1) 業務体制表（様式4-1）で管理技術者及び担当技術者とした者が、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を保有するか否かを記載すること。

2) 資格を保有している場合は、「技術士登録証」等、それを証明できる資料を添付すること。

計画策定の目的・条件設定（様式5-1、1ページ以内）

調査分析手法（様式5-2、1ページ以内）

提案テーマ（実施方法）（様式5-3、6ページ以内）

仕様書の内容を踏まえ、下記の事項を具体的に記載すること。

1) 立地適正化計画基礎調査結果の活用方法及び追加調査実施内容

2) 地域公共交通網形成計画に対する市民等の参画を含む市民の意見を反映する方法

3) 人の移動実態の把握

4) 問題点の抽出・分析、課題の整理

5) 課題解決の方向性と留意点

6) その他の課題に対する提案

提案テーマ（立地適正化計画と都市マスタープラン策定との整合性検討の際の留意

点)(様式5 - 4、1ページ以内)

業務スケジュール案(任意形式、1ページ)

見積書(任意様式)

見積項目は、次のとおりとする。

- ・基礎情報の整理
- ・移動実態調査
- ・ニーズ調査
- ・問題点・課題の整理
- ・直接経費
- ・一般管理費等

消費税及び地方消費税抜きの額で提出すること。

(4) 書類作成に係る留意点

規格は、原則A4サイズとする。

文字サイズは、10.5ポイントとし、横書きとする。

番号順に提出書類を並べ、表紙及び目次を除きページ下部にページ番号を付すものとする。

副本については、提案書に企業名等の情報の記載がないこと。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部とし、正本のみ押印すること。

(6) 提出方法

持参のみ。郵送等、他の方法による提出は認めない。

提出場所：船橋市道路部道路計画課(船橋市役所5階)

提出時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

(7) 提出期限

令和元年7月29日(月)午後5時まで

期限を過ぎると提案できないので注意すること。

(8) プレゼンテーション

出席者 1者2名以内とする。

実施時間 1者30分以内とする。(準備片づけ、質疑応答に係る時間を含む。)

実施者 本業務を受託した際に担当となる予定の者が必ず行うこと。

貸出物品 机・椅子・電源・スクリーンとする。それ以外の物品(パソコン、プロジェクター等)については、参加業者の負担において用意する。

その他 ・提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上のものであることを証明し、事務局の承諾を得なければならない。

10. 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、船橋市ホームページの協議会の開催報告の中で公表する。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

提出書類に虚偽の記載があった場合

提案限度額を超えた見積を提出した場合

プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

審査の公平性を害する行為があったと事務局が認める場合

その他評価委員会又は協議会が不適格と認めた場合

13. プロポーザルの辞退

本プロポーザルを辞退する時は、事前に連絡のうえ辞退届（様式6）を提案書等の提出締切日までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

14. その他の留意事項

本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者負担とする。

受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同社と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者としがないことがある。

本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。

見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適切と認められる場合には、当該参加業者から説明を求めることがある。

15. 事務局

船橋市 建設局 道路部 道路計画課 交通政策係

担当者 末松、関口

住 所 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

電話番号 047-436-2055

FAX 番号 047-436-2592

Mail : kotsuseisaku@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和元年7月10日から施行する。

(失効日)

この要領は、本業務委託契約締結の日をもって、その効力を失う。

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務
特記仕様書(案)

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務 特記仕様書（案）

1．適用範囲

(1) 本仕様書は、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が委託する「船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 本特記仕様書に定めのない事項は、船橋市土木設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を準用する。なお、共通仕様書中「設計業務等」とあるのは「船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務」、「船橋市長」とあるのは「船橋市地域公共交通活性化協議会会長」と読み替えるものとする。

2．目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づく「船橋市地域公共交通網形成計画（案）」（以下「計画（案）」という。）を作成するための調査を行うことを目的とする。

3．人口推計値

人口推計値は、船橋市人口推計調査報告書（令和元年5月）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成30（2018）年推計）資料」の人口推計値に基づき業務を行う。

4．業務要旨

平成28年度に実施した船橋市立地適正化計画基礎調査の結果等を踏まえ、船橋市における都市及び交通の現状、移動の実態、市民の公共交通に対するニーズを把握し、公共交通についての課題を明らかにし、報告書としてまとめる。

移動実態調査及びニーズ調査内容の検討に際しては、

バス利用者減少に対応する既存バス路線の見直し

近年の土地利用の変化や新たな土地利用計画に対応する鉄道やバス等公共交通全体のネットワークの再構築と交通結節点の計画・改善、バスや自転車等の走行環境の改善

平成22年2月「船橋市地域公共交通総合連携計画」により設定した公共交通不便地域の見直し

公共交通不便地域解消事業の改善

効果的なモビリティマネジメントやMaaS等ICTを活用した新たな施策の実施等を念頭に行うものとする。

なお、本業務を含めた3か年で船橋市地域公共交通網形成計画（案）の作成を予定している。

5 . 業務内容

(1) 基礎情報の整理

地域の現状

- ・地勢、沿革、土地利用、人口、人口密度、高齢化の現状、将来予測等。
- ・主要施設立地、企業立地や開発等の動向。
- ・交流人口の状況等。

公共交通の現状

- ・道路交通の現状。
- ・公共交通ネットワーク。
- ・運行ダイヤ・交通結節点の状況。
- ・利用の状況。
- ・事業者の運営状況。
- ・事業者間の連携状況等。

上位計画・関連計画の確認

- ・既存の船橋市総合計画、船橋市都市マスタープラン、及び船橋市環境基本計画等の上位計画における公共交通の位置付け、果たすべき役割の整理。
- ・現在策定中の船橋市立地適正化計画及び船橋市都市マスタープランにおけるまちづくりの方向性の整理。
- ・平成21年度策定の船橋市地域公共交通総合連携計画と同計画に基づく事業の整理。

(2) 移動実態調査

- ・公共交通利用者の移動実態、道路交通利用者の移動実態の把握等。
(なお、交通ICデータは提供できないことを考慮すること。)

(3) ニーズ調査

- ・公共交通に対する評価・要望、公共交通に対する意識や利用意向の把握等。

(4) 問題点・課題の整理

- ・基礎情報の整理、移動実態調査、ニーズ調査を踏まえ、地域公共交通や交通不便地域における現状・問題点を分析し、取り組むべき課題の整理。

(5) 課題解決の方向性、考え方及び留意点の整理

- ・現状・問題点の分析、課題の整理から、計画(案)作成に向けて、課題解決のための方向性、考え方及び留意点の整理。

(6) 協議会開催支援

- ・船橋市地域公共交通活性化協議会開催時（3回程度）に必要な書類の作成を行う。
協議会における役割分担は下表のとおりとする。

作業項目	受注者の役割	発注者の役割
本業務に係る配布資料等の作成	○	
配布資料の印刷		○
協議会の運営		○
協議会への出席	○	○
本業務に係る議事録の作成	○	

(7) 打合せ

- ・業務を円滑に進めるため、適宜打合せを行う（4回程度）。

(8) 報告書の作成

- ・業務報告書の作成を行う。

6. 成果品

- (1) 業務報告書（本編：紙媒体、印刷用データ：PDF）：1式
- (2) 業務報告書（本編資料データ：WORD・EXCEL等）：1式
- (3) 業務報告書（概要版：紙媒体、印刷用データ：PDF）：1式
- (4) 業務報告書（概要版資料データ：WORD・EXCEL等）：1式
- (5) 業務報告書に係る資料データ等：1式

7. その他

本業務完了後、船橋市地域公共交通網形成計画（案）の作成に向けて、素案作成及び案の作成の各業務を行う予定である。

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務
事業者評価基準(案)

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務事業者評価基準(案)

1. 趣旨

この基準は、船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法及び評価基準

(1) プレゼンテーション・質疑応答

提案書に基づくプレゼンテーションと、評価委員による質疑応答を実施し、評価基準に基づき審査する。

(2) 受託候補者の決定方法

(1) プレゼンテーション・質疑応答に基づき、(3)に定める順位の決定方法により最終的に1位となった事業者を受託候補者とし、2位となった事業者を次点とする。

ただし、評価委員の評価項目の点数の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者又は次点としない。

(3) 順位の決定方法

評価委員ごとに評価項目の点数を合計して、合計点が高い順に順位を付する。各事業者に付された順位を順位点とし(例：1位=1点、2位=2点)、全ての評価委員の順位点を合計し最も順位点が少ない者を第1位とし、次に順位点が少ない者を2位とする。

なお、1人の評価委員において、複数の事業者の合計点が同点となった場合は、順位点を按分する(例：1位に2事業者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2事業者に与える)。

また、評価委員の順位点の合計が同点となった場合、1位とした評価委員が多い事業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。さらに、順位の獲得数にも差のない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い事業者から上位とする。

順位の決定方法等は別添「順位決定方法等(例)」を参照

評価基準

評価項目	評価細目	評価基準	配点			
書類審査						
業務実績	地域公共交通網形成計画及び調査業務	地域公共交通網形成計画策定業務又は地域公共交通網形成計画策定調査業務の実績件数	10	10	3.9%	
業務体制	業務実施体制	各業務に対する組織体制・人員配置は適正か、また、配置予定者の実務経験が、本業務を行うにあたり十分な経験を有しているか。	10	20	7.7%	
	管理技術者及び主たる担当技術者資格	管理技術者及び主たる担当技術者がそれぞれ技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格を保有しているか。	10			
提案内容		下記項目に関する提案内容が妥当で具体的に示されているか否か。		160	61.5%	
	計画策定の目的・条件設定	船橋市の特性、課題を的確に把握しており、本業務の目的や条件を十分に把握しているか。	10			
	調査分析手法	船橋市の現状を把握するための調査・分析の手法について、計画策定にあたり適切な提案がなされているか。	10			
	実施方法	立地適正化計画基礎調査結果の活用方法及び追加調査内容	立地適正化計画基礎調査結果の活用方法及び基礎調査の追加実施内容が具体的に示されているか。			10
		地域公共交通網形成計画に対する市民等の参画を含む市民の意見を反映する方法	幅広く、かつ効果的に市民の意見等を聴取し反映することができる提案となっているか。			20
		人の移動実態の把握	人の移動実態の把握について、具体的な調査方法や結果の抽出方法が示されているか。			20
		問題点の抽出・分析、課題の整理	問題点の抽出・分析、及び課題の把握の整理が適切に示されているか。			20
		課題解決の方向性と留意点	船橋市地域公共交通網形成計画を検討するため、課題解決の方向性と留意点が具体的に記載されているか。			20
		その他の業務に対する提案	仕様書に記載された項目以外について、業務内容に関する提案が示されているか。			20
		立地適正化計画及び都市マスタープラン策定との整合性検討の際の留意点	立地適正化計画及び都市マスタープランとの整合性を検討する際の留意点が適切に示されているか。			10
	業務スケジュール案	各提案内容のスケジュールが、業務を行うにあたり現実的なものとなっているか、また、策定業務フローの提案がなされているか。	20			
見積額		見積金額で算定を行う。	10	10	3.9%	
		$\text{得点} = (\text{配点}) \times \left\{ 1 - \frac{(\text{見積額}) - (\text{最低見積額})}{(\text{提案限度額})} \right\}$ 小数点第1位以下切り捨て				
書類審査小計			200	76.9%		
プレゼンテーション・質疑応答						
プレゼンテーション		プレゼンテーションの分かりやすさ	15	60	23.1%	
		業務に対する取組意欲	15			
		質疑に対する回答の的確性	15			
		提案書とプレゼンテーション・質疑応答の整合性など、1次審査及び2次審査の全般評価	15			
合計点数			260	100.0%		

順位決定方法等(例)

提案書・プレゼンテーションにおける順位付けの方法

	満点	A法人等		B法人等		C法人等		D法人等		E法人等		
		採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	
委員 1	提案書	200点	189点	-	192点	-	187点	-	172点	-	183点	-
	プレゼンテーション	60点	46点	-	52点	-	46点	-	48点	-	42点	-
	合計	260点	235点	2位	244点	1位	233点	3位	220点	5位	225点	4位
委員 2	提案書	200点	192点	-	173点	-	181点	-	186点	-	192点	-
	プレゼンテーション	60点	46点	-	42点	-	46点	-	56点	-	53点	-
	合計	260点	238点	3位	215点	5位	227点	4位	242点	2位	245点	1位
委員 3	提案書	200点	182点	-	183点	-	175点	-	183点	-	176点	-
	プレゼンテーション	60点	52点	-	46点	-	40点	-	43点	-	41点	-
	合計	260点	234点	1位	229点	2位	215点	5位	226点	3位	217点	4位
委員 4	提案書	200点	174点	-	188点	-	176点	-	187点	-	185点	-
	プレゼンテーション	60点	48点	-	42点	-	52点	-	53点	-	54点	-
	合計	260点	222点	5位	230点	3位	228点	4位	240点	1位	239点	2位
委員 5	提案書	200点	188点	-	172点	-	188点	-	190点	-	187点	-
	プレゼンテーション	60点	52点	-	48点	-	47点	-	42点	-	43点	-
	合計	260点	240点	1位	220点	5位	235点	2位	232点	3位	230点	4位
委員 6	提案書	200点	176点	-	176点	-	175点	-	178点	-	182点	-
	プレゼンテーション	60点	54点	-	40点	-	46点	-	42点	-	45点	-
	合計	260点	230点	1位	216点	5位	221点	3位	220点	4位	227点	2位
合計点	1560点	1399点		1354点		1359点		1380点		1383点		
順位点			13点		21点		21点		18点		17点	
最終順位			1位		4位		5位		3位		2位	

順位点は同点だが、B法人等を1位とした評価委員が多いため、B法人等の最終順位を4位とする。

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務
事業者評価委員会設置要領(案)

船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務事業者評価委員会設置要領(案)

(設置)

第1条 船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に実施するため、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）内に船橋市地域公共交通網形成計画策定調査業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 評価委員会は次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、船橋市地域公共交通活性化協議会会長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 船橋市地域公共交通活性化協議会副会長（事業者代表）
- (2) 船橋市地域公共交通活性化協議会委員（市民代表）
- (3) 船橋市地域公共交通活性化協議会委員（学識経験者）
- (4) 船橋市地域公共交通活性化協議会委員（船橋市建設局長）
- (5) 船橋市地域公共交通活性化協議会委員（船橋市道路部長）

(委員長)

第4条 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。

4 委員長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。

3 評価委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

4 会議は非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らして

はならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、協議会の議決のあった日から施行し、受託候補者を特定した日をもって失効する。